

人事委員会年報

令和2年度

山形県人事委員会

目 次

I 人事委員会

1	人事委員会	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 人事委員会会議の開催	1
	(2) 人事委員会の議決事項等	2
3	条例に対する意見	9
4	人事委員会規則の設定、改正及び廃止	10
5	人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	11

II 事務局、各業務の状況

1	事務局	
	(1) 組織及び職員数	12
	(2) 事務分掌	12
	(3) 事務局職員の配置	13
	(4) 令和2年度予算の状況	14
2	給与関係業務	
	(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	15
	(2) 承認及び協議	22
	(3) 支払監理	23
3	任用関係業務	
	(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）	24
	(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）	33
	(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験	35
	(4) 警察官採用試験	38
	(5) 採用選考	42
4	審査関係業務	
	(1) 勤務条件に関する措置要求	45
	(2) 不利益処分に関する審査請求	45
	(3) 職員の苦情相談制度	45
5	監理関係業務	
	(1) 管理職員等の範囲改正	46
	(2) 職員団体の登録	47
	(3) 労働基準監督機関としての職権行使	50
6	公平委員会の事務委託関係業務	
	(1) 委託状況	54
	(2) 委託事務処理に要した経費	54

I 人事委員会

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任年月日	任期	備考
委員長	安孫子 俊彦	平成19年6月29日	4期	平成23年6月29日再任(2期) 平成27年6月29日再任(3期) 令和元年6月29日再任(4期)
委員	廣居 安子	平成25年7月13日	2期	平成29年7月13日再任(2期)
委員	齋藤 豊	平成30年7月9日	1期	

2 人事委員会会議

(1) 人事委員会会議の開催

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに開催した会議は28回である。
会議に付された任命権者ごとの議案件数は次表のとおりであり、全議案について議決した。

任命権者	件数	任命権者	件数
知事	19	内水面漁場管理委員会	0
議会	5	教育委員会	3
選挙管理委員会	0	警察本部	5
監査委員	0	企業局	0
人事委員会	32	病院事業局	0
海区漁業調整委員会	0	計	64

※会議に付された議案は62件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係するものを各々計上しているため、見かけ上、件数が多くなっている。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日	議案及び協議事項等
第2185回 (2 . 4 . 7)	議案 1 令和2年度山形県警察官採用試験の実施について 報告 1 令和元年度（平成31年度）職員苦情相談の処理状況について
第2186回 (2 . 4 . 2 8)	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 ・ 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当等の一部改正 2 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項第1号に規定する「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」について ○ 新型コロナウイルス感染症を感染症法に規定する一類～三類感染症に相当することの承認 3 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について ○ 国家公務員の給与関係規則の改正に合わせ、期末手当の在職期間等に係る規定を改正 4 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について ○ 国家公務員の給与関係規則の改正に合わせ、通勤手当の返納事由等及び寒冷地手当の扶養親族に係る規定を改正 5 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について ○ 懲戒処分を受けた職員の勤勉手当の成績率について運用を改正 6 山形県人事委員会規則6-4（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する改正する規則について ○ 期末手当の在職期間等に係る人事委員会規則の改正に伴い、育児休業中の職員に係る期末手当に係る規定を改正
第2187回 (2 . 5 . 1)	議案 1 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手順）の一部を改正する規則の制定について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う規則の改正 2 令和2年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について 3 令和2年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について 4 令和2年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について 報告 1 派遣先団体への職員等派遣状況について（令和2年4月1日現在）

開催年月日	議案及び協議事項等
第2188回 (2 . 5 . 1 4)	議案 1 山形県人事委員会規則14-4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 令和2年度組織改編に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直し
第2189回 (2 . 6 . 1 5)	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ・ 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の一部改正等 報告 1 令和2年職種別民間給与実態調査の実施について 2 令和2年度山形県職員採用試験に係る当初実施予定からの変更点について 3 「懲戒処分の基準」の一部改正について
第2190回 (2 . 7 . 3)	議案 1 採用選考について ○ 知事部局職員に係る採用選考の請求 報告 1 令和2年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)等の日程について
第2191回 (2 . 7 . 6)	議案 1 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手順)の一部を改正する規則の制定について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例改正に伴う規則の改正 2 山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 国家公務員の旅費に係る財務省令の改正措置に準じ、旅行取消し等の場合における旅費について規定を改正 報告 1 令和2年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者の決定について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2192回 (2 . 7 . 2 1)	議案 1 令和2年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）等の実施について 2 採用選考について ○ 知事部局職員に係る採用選考の請求 3 人事交流により採用する者に係る地域手当について ○ 人事交流により採用する者に係る地域手当の支給割合についての協議 報告 1 令和2年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について
第2193回 (2 . 8 . 6)	議案 1 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について ○ 選考により採用する職の名称についての変更 2 昭和37年7月人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部改正について ○ 選考により採用する職の名称変更に伴う人事委員会告示の変更 報告 1 令和2年職種別民間給与実態調査における月例給の調査の実施について 2 解雇予告除外認定について
第2194回 (2 . 8 . 1 7)	議案 1 令和2年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定について 2 令和2年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について
第2195回 (2 . 9 . 8)	議案 1 令和2年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について 2 令和2年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について
第2196回 (2 . 9 . 2 5)	議案 1 条件付採用期間の延長について ○ 条件付採用期間の延長承認 協議 1 山形県職員採用試験（大学卒業程度）＜再募集＞の実施計画について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2197回 (2.10.5)	議案 1 令和2年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について 報告 1 令和2年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県市町村立学校事務職員採用試験第1次合格者の決定について 2 令和2年度山形県警察官B採用試験第1次合格者の決定について
第2198回 (2.10.16)	議案 1 選考により採用する職の承認について ○ 警察官の再採用を選考試験の職に追加 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について(案) 報告 1 令和2年人事院勧告・報告の概要について
第2199回 (2.10.29)	議案 1 条件付採用期間の延長について 報告 1 令和2年人事院勧告・報告(月例給に関する報告)の概要について
第2200回 (2.11.2)	協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について(案) 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2201回 (2.11.6)	議案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2202回 (2.11.11)	議案 1 令和2年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用試験最終合格者の決定について 2 令和2年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用試験採用候補者名簿の確定について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2203回 (2.11.12)	<p>議案</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第2204回 (2.11.19)	<p>議案</p> <p>1 令和2年度山形県警察官採用試験（警察官B（男性）及び警察官B（女性））最終合格者の決定について</p> <p>2 平成2年度山形県警察官採用試験（警察官B（男性）及び警察官B（女性））採用候補者名簿の確定について</p>
第2205回 (2.11.24)	<p>議案</p> <p>1 意見の聴取について</p> <p>○ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p>
第2206回 (2.11.27)	<p>報告</p> <p>1 令和2年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について</p>
第2207回 (2.12.23)	<p>議案</p> <p>1 令和2年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定について</p> <p>2 令和2年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について</p>
第2208回 (3.1.29)	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について</p> <p>○ 令和3年2月1日の組織改編に伴う改正</p> <p>2 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）附則第5項第6号に規定する「人事委員会が認めるもの」について</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染が認められた死体（感染死体）に接触する作業を特殊勤務手当の特例の対象とすることの承認</p> <p>3 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例附則第10項に規定する「人事委員会がこれに準ずると認める作業」について</p> <p>○ 感染死体に密着して行う作業に対する手当額を新型コロナウイルス感染症の患者に接触して行う作業等に対する手当額に準ずる作業とすることの承認</p> <p>協議</p> <p>1 令和3年度山形県職員採用試験実施計画（案）について</p> <p>報告</p> <p>1 令和2年都道府県人事委員会勧告・報告の概要について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2209回 (3 . 2 . 1 7)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見の聴取について <ul style="list-style-type: none"> ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の組織変更に伴う防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の改正 2 「特別休暇の運用について」の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策に関する特別休暇の運用の改正 <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置の要求について 2 勤務条件に関する措置の要求について
第2210回 (3 . 3 . 2)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官採用試験の実施事務の警察本部長への一部委任等に伴う規則の改正 2 山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則の制定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員採用試験の周知方法の変更に伴う規則の改正 3 採用選考について <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察職員に係る採用選考の請求 4 措置要求書の補正について 5 措置要求書の補正について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置の要求について
第2211回 (3 . 3 . 1 7)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定任期付職員給料表適用職の新設に伴う規則の改正 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定による任期を定めた採用の承認について <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事部局に係る特定任期付職員の採用承認 3 採用選考について <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事部局及び教育委員会に係る採用選考の請求 4 選考により採用する職の承認について <ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館資料収集等の業務一般に従事する職の新設に係る選考により採用する職の承認 5 事務局職員の人事異動について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求書記載事項変更届について 2 措置要求書記載事項変更届について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2212回 (3 . 3 . 3 0)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について ○ 令和3年度組織改編に伴う職務分類表の改正 2 山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則の制定について ○ 派遣先公益的法人の変更（追加：3団体、廃止：1団体） 3 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について ○ 令和3年度組織改編に伴う改正 4 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について ○ 令和3年度組織改編に伴う見直し 5 山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）第2条の2の規定における協議について ○ 一般職の任期付職員に係る宿泊料等の基準の適用 6 山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則の制定について ○ 令和3年度組織改編に伴う管理職員等の範囲の見直し 7 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令について ○ 宿日直勤務の実施に伴う規定の改正 8 勤務条件に関する措置の要求の受理について 9 勤務条件に関する措置の要求の受理について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置の要求について 2 勤務条件に関する措置の要求について

3 条例に対する意見

意見提出 年 月 日	議案番号	条 例	意見の内容
2. 4. 28	令和2年4月臨時会 議第83号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
2. 6. 15	令和2年6月定例会 議第90号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
2. 11. 24	令和2年11月臨時会 議第151号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の設定について	適当なものと認める
3. 2. 17	令和3年2月定例会 議第17号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める

4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内 容	施行年月日
2. 5. 1	5-1	通勤手当の返納事由の見直しに伴う規定の改正	2. 4. 1
2. 5. 1	5-1	期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の見直しに伴う規定の改正	2. 11. 30
2. 5. 1	5-2	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正	2. 5. 1 (一部2. 4.18)
2. 5. 1	6-4	期末手当の在職期間の見直しに伴う育児休業期間に係る規定の改正	2. 11. 30
2. 5. 22	14-4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	2. 5. 22
2. 7. 7	5-2	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正	2. 3. 30 (一部2. 4. 1)
2. 7. 7	6-2	旅行取消し等の場合における旅費に係る規定の改正	2. 7. 7
2. 8. 7	4-1	選考により採用する職の名称変更に係る規定の改正	2. 8. 7
3. 2. 1	5-1	組織改編に伴う規定の改正	3. 2. 1
3. 3. 2	4-1	警察官採用試験の実施事務の警察本部長への一部委任等に伴う規定の改正	3. 4. 1
3. 3. 2	4-2	職員採用試験の周知方法の変更に伴う規定の改正	3. 4. 1
3. 3. 26	4-1	特定任期付職員給料表適用職の新設に伴う規定の改正	3. 4. 1
3. 4. 1	4-1	令和3年度組織改編に伴う職務分類表の改正	3. 4. 1
3. 4. 1	4-5	職員等の派遣対象となる公益的法人等の変更に伴う規定の改正	3. 4. 1
3. 4. 1	5-1	令和3年度組織改編に伴う規定の改正	3. 4. 1
3. 4. 1	14-3	令和3年度組織改編に伴う県職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	3. 4. 1

5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

(1) 給与関係

○規則5-1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
2. 5. 1	山人委第24号	期末・勤勉手当の在職・勤務期間の算定に係る規定の整備、寒冷地手当の扶養親族に係る規定の整備	2. 4. 1 一部2. 11. 30
3. 4. 1	山人委第2号	期末・勤勉手当の在職・勤務期間の算定に係る規定の整備、その他規定の整備	3. 4. 1

○その他

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
2. 4. 1	山人委第15号	管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定	2. 4. 1
2. 5. 1	山人委第25号	懲戒処分を受けた職員の勤勉手当の成績率の改正	2. 11. 30
2. 5. 29	山人委第44号	期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副校長の指定	2. 4. 1

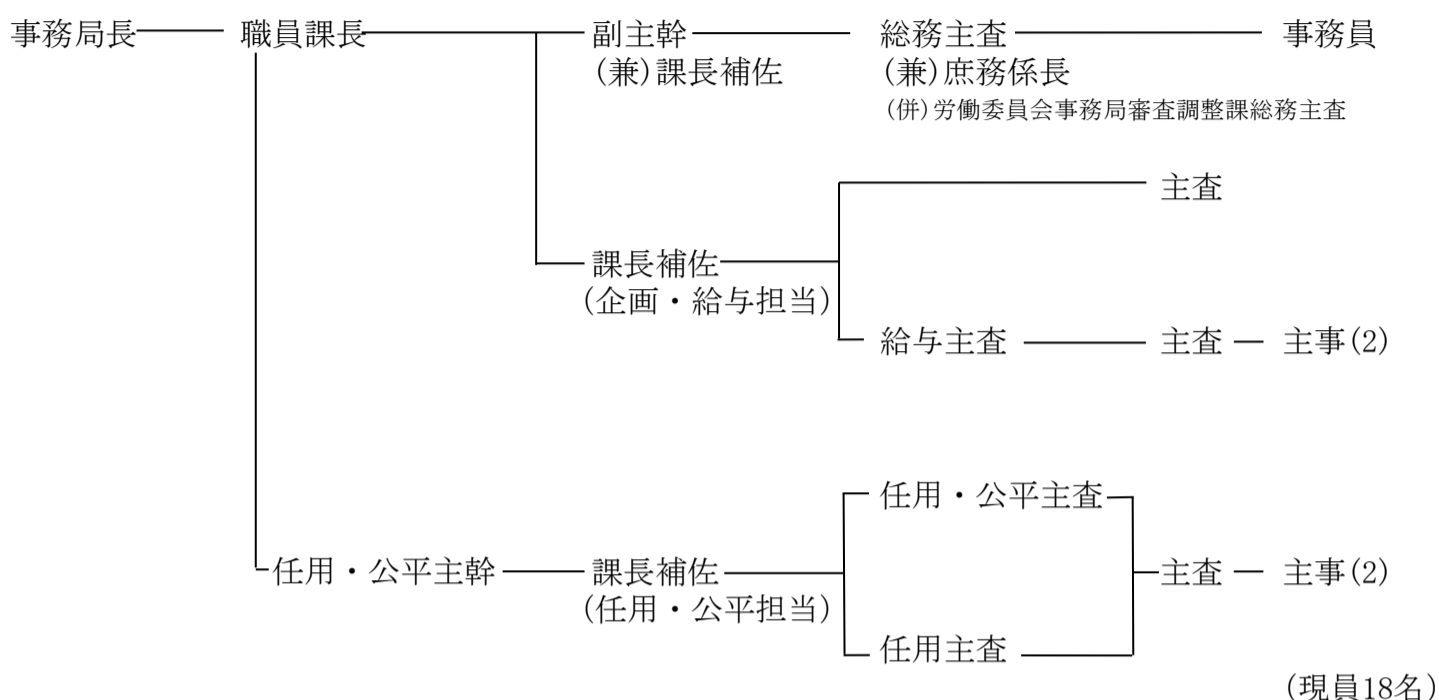
(2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
3. 2. 17	山人委第251号	特別休暇の運用に係る通知の改正（新型コロナウイルス感染症対策に関する規定の整備）	3. 2. 17

II 事務局、各業務の状況

1 事務局

(1) 組織及び職員数（令和3年6月24日現在）



(2) 事務分掌

区 分	分 掌 事 務
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の收受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企 画 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 定年の引き上げ等に係る調査研究の総括に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること
給 与 担 当	職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任 用 ・ 公 平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分等の審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に関すること

(4) 令和2年度予算の状況

ア 歳入予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
国庫支出金	国庫補助金	総務費国庫補助金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	375	375
諸収入	受託事業収入	総務費受託事業収入	公平事務料	848	0	848
			雑入	478	18	496
			一般社会保険料	313	0	313
			雑入	19	28	47
			警察官採用共同試験負担金	146	△10	136
合 計				1,326	393	1,719

イ 歳出予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
総務費	人事委員会費	委員会費		4,845	△360	4,485
			報酬	4,306	0	4,306
			旅費	529	△360	169
			交際費	10	0	10
		事務局費		124,623	△3,368	121,255
			非常勤職員報酬	1,830	△9	1,821
			給与	109,950	△3,435	106,515
			共済費	640	△4	636
			報償費	138	0	138
			旅費	1,965	△867	1,098
			交際費	20	0	20
			需用費	3,935	763	4,698
			役務費	832	268	1,100
			委託料	2,129	33	2,162
			使用料及び賃借料	688	△63	625
負担金補助金及び交付金	2,496	△54	2,442			
合 計				129,468	△3,728	125,740

2 給与関係業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年11月12日）

ア 報告

令和2年11月12日に議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(7) 職員の給与等

本委員会は、「令和2年職員給与実態調査」を実施し、山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を調査した。調査対象となる職員の令和2年4月における給与等は次のとおりである。

① 職員の構成

職員数は14,381人であり、平成31年に比べ85人減少している。

職員の平均年齢は43.6歳で、平成31年に比べ0.4歳低くなっており、平均経験年数は21.5年で、平成31年に比べ0.4年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.6%、短大卒2.8%、高校卒16.6%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性60.3%、女性39.7%となっている。

② 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,919人、平均年齢43.3歳）の平均給与月額額は366,819円となっており、警察官、教員、医師等を含めた全職員（14,381人、平均年齢43.6歳）の平均給与月額額は390,897円となっている。

扶養手当の受給職員は6,461人で全職員の44.9%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は9,246円（平均扶養親族数0.9人）である。

住居手当の受給職員は2,434人で全職員の16.9%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は4,268円である。

通勤手当の受給職員は12,440人で全職員の86.5%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,570円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.0%、交通用具使用者が99.0%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員全体の98.7%に達している。

(4) 職員の給与と民間の給与との比較

① 月例給

本委員会は、令和2年職員給与実態調査及び令和2年職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比

較（ラスパイレ方式）を行ってきている。

令和2年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、民間給与が369,894円、職員給与が370,004円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均110円（0.03%）上回っていた。

② 特別給

本委員会は、県内民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

令和2年職種別民間給与実態調査の結果、令和元年8月から令和2年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、所定内給与月額額の4.35月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分上回っていた。

(ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

平成31年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレ方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.1となっている。また、他の東北各県職員の指数は97.4から100.5となっている。

(イ) 消費者物価及び生計費

令和2年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、平成31年4月に比べ0.5%減少している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和2年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ104,040円、145,350円、164,940円、184,510円となっている。

(オ) むすび

① 給与改定の必要性等

職員の給与決定の諸条件については、以上述べたとおりである。

令和2年の職員給与と民間給与との較差が、110円（0.03%）となっており、民間給与との較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、令和2年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

② 令和2年の給与の改定

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.05月分引き下げ、4.35月分とし、その引下げ分は期末手当から差し引く必要がある。令和2年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

③ 働き方改革と勤務環境の整備

a 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則等により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、1年について360時間、他律的業務の場合において720時間などと設定した。任命権者においては、引き続き、上限規制等の制度を適切に運用していく必要がある。

また、任命権者においては、時間外勤務縮減のための取組みが行われており、令和元年度は、特に年720時間を超える長時間の時間外勤務を行った職員が大きく減少した。一方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策や災害対応の業務による時間外勤務が増加した。引き続き、時間外勤務の縮減に向け、職場におけるマネジメントの徹底や業務の見直し等の取組みを推進する必要がある。

さらに、労働安全衛生法令等を踏まえ、長時間勤務を行った職員への医師による面接指導及び客観的な方法その他の適切な方法による職員の勤務時間の状況の把握について、適切に対応する必要がある。

年次有給休暇については、年次有給休暇の確実な取得に関する労働基準法の趣旨及び国家公務員における年5日以上年次休暇の使用促進の取組みを踏まえ、引き続き、取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

なお、文部科学省では、平成31年1月の中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受け、平成31年3月に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を通知するとともに、令和元年12月には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針に格上げするなど、教職員の長時間勤務の改善に必要な取組みを促している。

本県教育委員会においては、令和2年1月に「学校における働き方改革の取組み手引」について、新たな好事例を追加掲載するなどの改訂を行い、

県立学校、市町村教育委員会及び市町村立学校に配付するとともに、上記指針を踏まえ、令和2年7月に教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の範囲等を規定する「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定するなど、教職員の多忙化の解消に向けた取組みを進めているところである。今後は、同規則等を踏まえた勤務時間管理の徹底に加え、業務の見直しや役割分担の適正化等の取組みを一層推進する必要がある。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。

本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。

任命権者が策定した特定事業主行動計画において取得を推進している男性職員の育児休業については、取得状況をみると、同計画の目標値を達成するためには、取組みの加速が必要であることから、より一層の取得促進を図るため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要である。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業等により子の世話をを行う必要がある場合等を特別休暇の対象とするとともに、任命権者においては、妊婦である職員及び育児を行う職員等の時差出勤や在宅勤務の制度を拡充するなど、職員が安心して勤務できる環境の整備に取り組んできた。

任命権者においては、引き続き、育児や介護に係る支援制度の周知や職員の意識啓発に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機とした働きやすい環境づくりを進めるなど、職員が仕事と生活の両立ができるよう支援していく必要がある。

c 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を含め、職員の心身の健康管理が重要である。

特に、精神及び行動の障害による長期病休者について、近年、若年層をはじめ増加傾向がみられることなどから、心の健康づくりに対する取組みがこれまで以上に重要である。

任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組みを、引き続き総合的に進めていく必要がある。

d 過労死等防止対策大綱に基づく取組みの実施

平成27年に過労死等防止対策推進法に基づき閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」は、平成30年7月に対策を充実するための見直しが行われたところである。

本委員会が職権を有する労働基準法別表第1第11号及び第12号並びに同別表に含まれない官公署の事業に従事する職員について、労働基準監督機関としての役割を十分果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

e ハラスメントの防止対策

令和元年6月の労働施策総合推進法の改正等に基づき、令和2年6月から職場におけるハラスメントの防止対策が強化されたこと、また、国家公務員において、令和2年6月からハラスメントの防止対策が強化されたこと等を踏まえ、任命権者においては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に係る指針等を改訂し、職員への意識啓発や相談体制の整備等、ハラスメントの防止に努めているところである。

任命権者においては、引き続き、ハラスメントの防止対策について適切に推進する必要がある。

f 会計年度任用職員制度の運用

臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保することを目的として改正された地方公務員法により創設された会計年度任用職員制度について、令和2年4月から施行されたことを踏まえ、任命権者において適切に運用していく必要がある。

④ 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、本県の職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況であるうえ、新型コロナウイルス感染症対策も必要となってきた。このような中、職員採用試験については、試験会場におけるマスクの着用やいわゆる3密の回避等の十分な感染症対策はもとより、SNSによる採用関連情報の発信などインターネットを活用した受験者確保の取組みを進めてきた。優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を図りながら、より効果的な対策を検討・実施していく必要がある。

また、本県では、職員採用試験（大学卒業程度）において、近年、最終合格者に占める女性の割合が約4割まで高まってきている。任命権者は、女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、引き続き、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を十分考慮した人事管理に努めていく必要がある。

人事評価については、地方公務員法により、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで行われる人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。任命権者は、人事評価の実施に当たり、引き続き、制度の定着と信頼性を高める取組みを推進していく必要がある。

障がい者の雇用については、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体の責務に率先して障がい者を雇用する努力義務が加えられるなど、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置が盛り込まれたこと等を踏まえ、任命権者においては、今後とも、障がい者の職場環境の整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

⑤ 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、平成30年8月に、60歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行ったところである。上記意見の申出を踏まえ、政府が令和2年3月に国会に提出した「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は審議未了で廃案となり、「地方公務員法の一部を改正する法律案」は閉会中審査となったが、令和2年7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」としているところである。

本県としては、こうした状況を踏まえ、引き続き、再任用制度を適切に運用するとともに、国家公務員の定年の段階的な引上げに係る検討状況等について留意していく必要がある。

⑥ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、以下の勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勸告

職員の給与等に関する報告に基づき、職員の給与について勸告を行った。勸告の内容は次のとおりである。

(7) 期末手当

① 令和2年12月期の支給割合

- 職員（再任用職員を除く。）について、期末手当の支給割合を1.225月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、期末手当の支給割合を1.025月分とすること。

- 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

② 令和3年6月期以降の支給割合

- 職員（再任用職員を除く。）について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

- 特定任期付職員及び任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(イ) 改定の実施時期

この改定は、この勸告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、(7)の②については令和3年4月1日から実施すること。

ウ 勸告の取扱い

実施時期も含めて、勸告のとおり給与改定が実施された。

(4) 規則4-5に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		そ の 他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
昇 格	4条	局 長	該当なし									

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
2. 7. 21	知 事	人事交流により採用する者に係る地域手当について(協議)

(3) 支払監理

区 分	任命権者		
	知 事	教育委員会	警察本部
公署数		8	2

3 任用関係業務

【令和2年度の採用試験に係る主な改善等の動き】

- ① 試験区分「病院経営」を新設

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）

ア 実施概要

○令和2年6月28日実施分

項 目	内 容
告 示	R 2 . 5 . 15 (金)
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 2 . 5 . 15 (金) ～ 6 . 4 (木) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
試 験 区 分	行政、警察行政、病院経営、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一般農業（農業）、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、工業化学、警察建築
受 験 資 格	(1) S 56. 4. 2 から H 11. 4. 1 までに生まれた者 (2) H 11. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 3 . 3 . 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は R 3 . 3 . 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 R 2 . 6 . 28 (日) 場 所 山形県庁、山形県総合研修センター 丸正総本店ビル 4 階ワイム貸会議室四谷三丁目 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間 30 分） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間）
第 1 次 合 格 者 発 表	R 2 . 7 . 6 (月)

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 2. 7. 11 (土)、22 (水)、23 (木)、27 (月) ~31 (金)、 8. 3 (月)、4 (火) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (集団討論、個別面接、適性検査及び外国語資格調査)
採用候補者名簿確定	R 2. 8. 17 (月)
最終合格者発表	R 2. 8. 17 (月)
旧 名 簿 失 効	R 2. 8. 19 (水)

○再募集 (令和2年11月15日実施分)

項 目	内 容
告 示	R 2. 10. 6 (火)
受験申込受付期間	インターネット: R 2. 10. 6 (火) ~11. 6 (金) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	総合土木、建築、林業
受 験 資 格	(1) S56. 4. 2 から H11. 4. 1 までに生まれた者 (2) H11. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は R 3. 3. 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
第 1 次 試 験	試験日 R 2. 11. 15 (日) 場 所 山形県庁 内 容 教養試験 (多肢選択式 40 問 2 時間) 専門試験 (多肢選択式 40 問 2 時間、総合土木及び林業 多肢選択式 30 問 2 時間、建築) 適性検査 (第2次試験種目)
第 1 次 合 格 者 発 表	R 2. 11. 27 (金)

項 目	内 容
第 2 次 試 験	試験日 R 2.12.10 (木)、11 (金) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (個別面接及び外国語資格調査)
採用候補者名簿確定	R 2.12.23 (水)
最 終 合 格 者 発 表	R 2.12.23 (水)
旧 名 簿 失 効	—

イ 専門試験の出題分野

○令和2年6月28日実施分

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	多 肢 選 択 式
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壌肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
警察建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	

○再募集（令和2年11月15日実施分）

試験区分	出題分野	出題形式
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	多 肢 選 択 式
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
林業	森林施策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護額を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	

ウ 試験結果

○令和2年6月28日実施分

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
行政	377	300	112	63	4.8	52
警察行政	51	46	18	8	5.8	5
病院経緯	13	11	6	4	2.8	4
福祉・心理	30	29	19	10	2.9	10
総合土木	30	25	16	13	1.9	10
建築	3	3	2	1	3.0	1
化学	17	10	6	3	3.3	3
一般農業(農業)	26	23	15	8	2.9	7
一般農業(畜産)	8	7	5	2	3.5	2
林業	11	7	5	3	2.3	3
水産	8	6	4	1	6.0	1
電気	15	12	9	4	3.0	3
工業化学	6	5	4	1	5.0	1
警察建築	1	1	0	0	-	-
計	596	485	221	121	4.0	102

※採用者数は、R3.4.1確定

○再募集(令和2年11月15日実施分)

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
総合土木	22	18	12	3	6.0	3
建築	5	2	1	1	2.0	1
林業	18	9	6	1	9.0	1
計	45	29	19	5	5.8	5

※採用者数は、R3.4.1確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

○令和2年6月28日実施分

(単位：人)

年度 試験区分	H28	H29	H30	R元	R2
行政	346	384	282	319	300
警察行政	35	72	58	45	46
病院経営					11
福祉・心理	18	20	17	16	29
総合土木	17	33	25	35	25
建築	8	7	4	8	3
化学	13	14		4	10
一般農業(農業)	44	26	22	22	23
一般農業(畜産)	8	8	4	7	7
林業	12	12	14	10	7
水産	6	8	4	6	6
電気	8	8	7	10	12
電子	11	3		3	
機械	5	3	4	8	
工業化学		4	11	6	5
農芸化学				5	
工業デザイン		5			
少年補導専門官	16	14	19		
警察科学(化学)		9			
警察建築					1
警察電気	1	4			
計	548	634	471	504	485

○再募集（令和2年11月15日実施分）

（単位：人）

年度 試験区分	H28	H29	H30	R元	R2
福祉・心理				16	
総合土木					18
建築					2
林業					9
電気				8	
計				24	29

② 出身学校（令和2年度）

○令和2年6月28日実施分

（単位：人）

試験区分	学歴 区分	大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	134	19	137		2	8		300
	合格者	42	6	15					63
警 察 行 政	受験者	10	1	33	1		1		46
	合格者	3		4	1				8
病 院 経 営	受験者	6		4	1				11
	合格者	4							4
福 祉 ・ 心 理	受験者	8	1	20					29
	合格者	6	1	3					10
総 合 土 木	受験者	12		10			3		25
	合格者	9		4					13
建 築	受験者	1		2					3
	合格者			1					1
化 学	受験者	6	1	3					10
	合格者	3							3
一般農業(農業)	受験者	19		3			1		23
	合格者	8							8
一般農業(畜産)	受験者	5		2					7
	合格者	2							2
林 業	受験者	3		4					7
	合格者	3							3
水 産	受験者	4		2					6
	合格者	1							1
電 気	受験者	4	1	5		1	1		12
	合格者	3					1		4
工 業 化 学	受験者	5							5
	合格者	1							1
警 察 建 築	受験者				1				1
	合格者								
計	受験者	217	23	225	3	3	14		485
	合格者	85	7	27	1		1		121

○再募集（令和2年11月15日実施分）

（単位：人）

試験区分		学 歴		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立							
総 合 土 木	受験者	7		6				5			18
	合格者	1		1				1			3
建 築	受験者		1	1							2
	合格者		1								1
林 業	受験者	3		6							9
	合格者	1									1
計	受験者	10	1	13				5			29
	合格者	2	1	1				1			5

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）

ア 実施概要

項 目	内 容
告 示	R 2 . 8 . 7 (金)
受験申込受付期間	インターネット：R 2 . 8 . 7 (金) ～ 9 . 4 (金) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
試 験 区 分	保育士
受 験 資 格	S 56 . 4 . 2 から H 13 . 4 . 1 までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は R 3 . 3 . 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 2 . 9 . 27 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間) 専門試験 (多肢選択式 40 問 2 時間)
第 1 次合格者発表	R 2 . 10 . 5 (月)
第 2 次 試 験	日 時 R 2 . 10 . 11 (日)、27 (火) 場 所 山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (個別面接及び適性検査)
採用候補者名簿確定	R 2 . 11 . 11 (水)
最終合格者発表	R 2 . 11 . 11 (水)
旧 名 簿 失 効	R 2 . 11 . 13 (金)

イ 試験結果

(単位：人、倍)

区 分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍 率 (a / b)	採用者数
			1 次	最終 (b)		
保 育 士	12	10	4	1	2.5	1
計	12	10	4	1	2.5	1

※採用者数は、R 2 . 4 . 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
保 育 士	16		9	11	10
学 校 司 書		55			
小 計	16	55	9	11	10

② 出身学校（令和2年度）

(単位：人)

試験区分 \ 学歴	区分	大 学			短 大 専 高 専	専 門 学 校	高 校	計
		国 立	公 立	私 立				
保 育 士	受験者			5	4	1		10
	合格者			1				1
計	受験者			5	4	1		10
	合格者			1				1

(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項目	内容
告示	R 2. 5. 15 (金)
受験申込受付期間	インターネット：R 2. 8. 7 (金) ～9. 4 (金) (午後5時15分までの受信有効)
試験区分	(高校卒業程度) 行政、警察行政、総合土木 (市町村立学校事務職員) 小・中学校事務Ⅰ、小・中学校事務Ⅱ
受験資格	<高校卒業程度及び市町村立学校事務職員採用試験のうち小・中学校事務Ⅰ> H11. 4. 2からH15. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はR 3. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。 <市町村立学校事務職員採用試験のうち小・中学校事務Ⅱ> S56. 4. 2からH11. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はR 3. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第1次試験	日時 R 2. 9. 27 (日) 場所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間) 専門試験(多肢選択式 40問 2時間、総合土木のみ)
第1次合格者発表	R 2. 10. 5 (月)
第2次試験	日時 R 2. 10. 11 (日)、23 (金)、26 (月)～28 (水) 場所 山形県庁 内容 作文試験(1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)
採用候補者名簿確定	R 2. 11. 11 (水)
最終合格者発表	R 2. 11. 11 (水)
旧名簿失効	R 2. 11. 13 (金)

イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分		区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
					1次	最終(b)		
高校卒業程度		行政	116	106	18	10	10.6	8
		警察行政	65	59	19	9	6.6	7
		総合土木	8	7	5	5	1.4	1
		計	189	172	42	24	7.2	16
市町村立学校事務職員		小・中学校事務Ⅰ	86	78	32	15	5.2	13
		小・中学校事務Ⅱ	68	54	13	5	10.8	5
		計	154	132	45	20	6.6	18

※採用者数は、R 3. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分		年度	H28	H29	H30	R元	R2
			高校卒業程度	行政	105	115	86
	警察行政	23	65	79	23	59	
	総合土木	12	16	13	12	7	
	計	140	196	178	140	172	
市町村立学校事務職員	市町村立学校事務	110	-	-	110	-	
	小・中学校事務Ⅰ	-	110	92	-	78	
	小・中学校事務Ⅱ	-	77	58	-	54	
	計	110	187	150	110	132	

② 出身学校（令和2年度）

（単位：人）

試験 区分		学歴 区分	短 大 高 専	専 門 学 校	高 校		中 学	計	
					公 立	私 立			
					受 験 者	合 格 者			
高 校 卒 業 程 度	行 政	受 験 者	13	44	40	8	1	106	
		合 格 者		7	3			10	
	警 察 行 政	受 験 者	6	13	34	6		59	
		合 格 者	1	2	6			9	
	総 合 土 木	受 験 者			7			7	
		合 格 者			5			5	
	計	受 験 者	19	57	81	14	1	172	
		合 格 者	1	9	14			24	
	市 町 村 立 学 校 事 務 職 員	小・中学校 事務Ⅰ	受 験 者	17	20	39	2		78
			合 格 者	3	5	6	1		15
小・中学校 事務Ⅱ		受 験 者	17	16	20	1		54	
		合 格 者	1	2	2			5	
計		受 験 者	34	36	59	3		132	
		合 格 者	4	7	8	1		20	

(4) 警察官採用試験

ア 実施概要

① 警察官A (男性)

項 目	内 容
告 示	R 2. 4. 21 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 2. 4. 21 (火) ～ 6. 15 (月) (消印有効) インターネット：R 2. 4. 21 (火) ～ 6. 15 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受 験 資 格	S 60. 4. 2 から H15. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 3. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 2. 7. 12 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 2. 7. 21 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 2. 8. 9 (日)、24 (月) ～ 26 (水) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2
採用候補者名簿確定	R 2. 9. 8 (火)
最終合格者発表	R 2. 9. 8 (火)
旧 名 簿 失 効	R 2. 9. 10 (木)

② 警察官A (女性)

項 目	内 容
告 示	R 2. 4. 21 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 2. 4. 21 (火) ～ 6. 15 (月) (消印有効) インターネット：R 2. 4. 21 (火) ～ 6. 15 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受 験 資 格	S 60. 4. 2 から H15. 4. 1 までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 3. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 2. 7. 12 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 2. 7. 21 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 2. 8. 9 (日)、24 (月) ～ 26 (水) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2
採用候補者名簿確定	R 2. 9. 8 (火)
最終合格者発表	R 2. 9. 8 (火)
旧 名 簿 失 効	R 2. 9. 10 (木)

③ 警察官 A (武道指導)

項 目	内 容
告 示	R 2. 4. 21 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 2. 4. 21 (火) ～ 6. 15 (月) (消印有効) インターネット：R 2. 4. 21 (火) ～ 6. 15 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	S 60. 4. 2 から H15. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。) を卒業した者又は R 3. 3. 31 までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件をすべて満たす者に限る。 < 武道指導・柔道 > ・柔道の段位が 3 段以上の者又は R 3. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ・全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者 < 武道指導・剣道 > ・剣道の段位が 3 段以上の者又は R 3. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ・全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者
第 1 次 試 験	日 時 R 2. 7. 12 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間)、体力検査 1
第 1 次合格者発表	R 2. 7. 21 (火)
第 2 次 試 験	日 時 R 2. 8. 9 (日)、10 (月)、26 (水) 場 所 山形県警察学校、山形県警察三隊合同庁舎、山形県庁 内 容 作文試験 (1 時間)、人物試験 (個別面接及び適性検査)、身体測定、身体検査、体力検査 2、実技試験
採用候補者名簿確定	R 2. 9. 8 (火)
最終合格者発表	R 2. 9. 8 (火)
旧 名 簿 失 効	—

④ 警察官B（男性）

項 目	内 容
告 示	R 2. 4. 21（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 2. 7. 17（金）～8. 31（月）（消印有効） インターネット：R 2. 7. 17（金） ～8. 31（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S 60. 4. 2 から H 15. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 3. 3. 31 までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 2. 9. 20（日） 場 所 山形県総合研修センター、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、体力検査1
第1次合格者発表	R 2. 10. 5（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 2. 10. 18（日）、11. 9（月）、10（火） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 2. 11. 19（木）
最終合格者発表	R 2. 11. 19（木）
旧 名 簿 失 効	R 2. 11. 21（土）

⑤ 警察官B（女性）

項 目	内 容
告 示	R 2. 4. 21（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 2. 7. 17（金）～8. 31（月）（消印有効） インターネット：R 2. 7. 17（金） ～8. 31（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S 60. 4. 2 から H 15. 4. 1 までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 3. 3. 31 までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 2. 9. 20（日） 場 所 山形県総合研修センター、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、体力検査1
第1次合格者発表	R 2. 10. 5（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 2. 10. 18（日）、11. 9（月）、10（火） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 2. 11. 19（木）
最終合格者発表	R 2. 11. 19（木）
旧 名 簿 失 効	R 2. 11. 21（土）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
警察官A(男性)	236	166	130	37	4.5	28
警察官A(女性)	57	45	31	9	5.0	8
警察官A(武闘指導・柔道)	1	1	1	1	1.0	1
警察官A(武闘指導・剣道)	0	-	-	-	-	-
警察官B(男性)	207	168	95	37	4.5	35
警察官B(女性)	67	53	21	9	5.9	7
計	568	433	278	93	3.0	79

※採用者数は、R3.4.1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

年度 試験区分	H28	H29	H30	H31	R2
警察官A(男性)	328	255	217	180	166
警察官A(女性)	99	73	50	43	45
警察官A(武闘指導・柔道)	1	0	0	1	1
警察官A(武闘指導・剣道)	1	1	0	1	0
警察官B(男性)	233	242	193	168	168
警察官B(女性)	52	62	54	54	53
計	714	633	514	447	433

② 出身学校(令和2年度)

(単位：人)

区分 試験区分	学歴	大 学		短大 高専	専門 学校	高校 学	計
		国公立	私立				
警察官A(男性)	受験者	36	130	-	-	-	166
	合格者	8	29	-	-	-	37
警察官A(女性)	受験者	14	31	-	-	-	45
	合格者	2	7	-	-	-	9
警察官A(武闘指導・柔道)	受験者	0	1	-	-	-	1
	合格者	0	1	-	-	-	1
警察官A(武闘指導・剣道)	受験者	0	0	-	-	-	0
	合格者	0	0	-	-	-	0
警察官B(男性)	受験者	-	-	7	42	119	168
	合格者	-	-	2	10	25	37
警察官B(女性)	受験者	-	-	3	12	38	53
	合格者	-	-	0	4	5	9
計	受験者	50	162	10	54	157	433
	合格者	10	37	2	14	30	93

(5) 採用選考（任命権者に委任しているものを除く）

ア 採用選考（R2. 4. 1～R3. 3. 31 承認ベース）

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者					計	
		知事	議会	教育委員会	警察本部	病院事業局		
8条1号 以上の 職)	職務分類表1 (職務分類表 2及び3以外 の職)	部長級	2					2
		次長級	1		3			4
		課長級	5		14			19
		課長補佐級	1		2			3
		主査級	3		3			6
		係長級	1					1
	職務分類表2 (警察官)	参事官級						
		課長級						
		課次長級				1		1
		課長補佐級				1		1
		係長級						
	小計		13		22	2		37
	8条2号 (国、他 県からの 割愛)	職務分類表1 (職務分類表 2及び3以外 の職)	部長級					
次長級								
課長級								
課長補佐級								
主査級								
係長級								
主事級		5					5	
職務分類表2 (警察官)		部長級						
		参事官級				2		2
		課長級				1		1
		課次長級				2		2
		課長補佐級				7		7
		係長級				6		6
係員				3		3		
小計		5			21		26	

(単位：人)

根拠規定	任命権者 職位職名	知 事	議 会	教 育 委 員 会	警 察 本 部	病 院 事 業 局	計
8条4号 (別表により選考採用する職)	医 師					1	1
	獣 医 師	3					3
	薬 剤 師	8					8
	管 理 栄 養 士						
	保 健 師	7					7
	職 業 訓 練 指 導 員						
	助 産 師					4	4
	社 会 福 祉 士						
	理 学 療 法 士						
	精 神 保 健 福 祉 士					1	1
	臨 床 検 査 技 師					3	3
	臨 床 工 学 技 士					3	3
	診 療 放 射 線 技 師						
	歯 科 技 工 士						
	歯 科 衛 生 士					1	1
	看 護 師					37	37
公 認 心 理 師					1	1	
小 計	18					51	69
8条7号 (試験によることが不 相当と人事 委員会が認 める職)	行 政 (I C T)	1					1
	行 政 (国 際 ・ 観 光)	1					1
	障がい者をもって補充 しようとする職(行政)	1					1
	産 業 技 術 短 期 大 学 校 指 導 員	1					1
	埋 蔵 文 化 財 保 護 業 務 に 従 事 す る 職 員						
	博 物 館 研 究 員	1					1
	医 療 情 報					3	3
	警 察 官 (再 採 用)					2	2
	小 計	5				2	3
合 計	41			22	25	54	142

イ 選考試験（公募によるもの）

（単位：人、倍）

試験区分	区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
				1次	最終(b)		
獣医師		5	3	3	3	1.0	3
獣医師(再募集)		0	0		0	-	-
薬剤師		6	6	6	6	1.0	6
薬剤師(再募集)		2	1		1	1.0	1
薬剤師(再々募集)		1	1		1	1.0	1
保健師		23	21	17	7	3.0	7
精神保健福祉士		3	3	3	1	3.0	1
助産師		5	5	5	4	1.3	4
公認心理師		5	4	4	1	4.0	1
産業技術短大指導員		1	1		1	1.0	1
医療情報職		13	13		3	4.3	3
行政(ICT)		3	3	3	1	3.0	1
行政(国際・観光)		3	3	3	1	3.0	1
臨床検査技師		11	8	6	3	2.7	3
臨床工学技士		2	2		2	1.0	2
臨床工学技士 (再募集)		9	9		1	9.0	1
歯科衛生士		13	10	4	1	10.0	1
看護師		55	53		37	1.4	27
障がい者(行政)		28	25	8	1	25.0	1
警察官(再採用)		4	4	4	2	2.0	2
計		192	175	66	77	2.3	67

※採用者数は、R3.6.1現在

なお、医療情報職、臨床工学技士(再募集)及び看護師は、1次試験と2次試験に分けず、一括して実施

4 審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

令和2年度における措置要求事案の処理状況

事案名	要求内容	処理結果 (年月日)	備考
令和3年(措) 第1号事案	パワーハラスメント関係	—	係属中
令和3年(措) 第2号事案	給与関係	—	係属中

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

令和2年度には審査請求はなかった。現在、人事委員会に係属中の事案はない。

(3) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

令和2年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区分	転任・昇任	辞職	給与	勤務条件	服務	厚生福祉	ハラスメント	人事評価	その他	計
県分			2	4	1		10			17
委託 団体分			2	1			2			5

5 監理関係業務

(1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

① 県関係

○ 令和3年4月1日改正（令和3年4月組織改編関係）

ア 追加指定した職

機 関		職	
知事部局	本 庁	農林水産部	専門職大学整備推進監
		総務部人事課	企画人材主査
	出先機関	こども医療療育センター	副所長
人事委員会事務局		職員課	任用主査

イ 削除した職

機 関		職	
知事部局	本 庁	観光文化スポーツ部	文化スポーツ推進監
		総務部人事課	企画主査
人事委員会事務局		職員課	企画主査

② 委託団体関係

○ 令和3年5月24日改正（令和3年4月組織改編関係）

ア 追加指定した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	文化スポーツ推進監
		観光戦略推進監
天童市	市長部局	健康推進監
尾花沢市	市長部局	室長
河北町	町長部局	監
		主幹
金山町	町長部局	主幹
西置賜行政組合	管理者部局	統括監

イ 削除した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	情報セキュリティ推進監
鶴岡市	市長部局	調整監
		観光戦略監
		課長補佐(職員課に置くものに限る)
真室川町	町長部局	主幹
	病院	副院長
小国町	町長部局	白い森みらい創生監

(2) 職員団体の登録

① 令和3年3月末現在登録されている団体数 [() 内は法人格を有するもの]

県 関 係	8 (4)
委 託 団 体 関 係	3 6 (1 1)
市 町 村	3 4 (1 0)
一 部 事 務 組 合	2 (1)

② 変更登録状況 (令和2年度)

区 分	変更登録 組 合 数	登 録 事 項 別 件 数				
		名 称	所在地	規 約	役 員	計
県 関 係	5			1	5	6
委 託 団 体 関 係	2 5			1	2 8	2 9
計	3 0			2	3 3	3 5

登録職員団体一覧表

登録番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主たる事務所の所在地	役員任期
県 2	山形県高等学校障がい児学校 教職員組合	S41.10.8	単位	有	S47.7.10	山形市木ノ実町12番37号	4/1～3/31
〃 3	自治労山形県職員労働組合	〃	〃	〃	S50.7.23	山形市松波二丁目8番1号	1年(大会～大会)(7/1～6/30)
〃 4	山形県教職員組合	〃	〃	〃	S44.7.25	山形市木ノ実町12番37号	2年(会計監査委員1年)(4/1～翌々年3/31)
〃 5	米沢市教職員組合	H3.8.6	〃	無		米沢市門東町2-3-27(教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
〃 6	東置賜教職員組合	〃	〃	〃		南陽市二色根45-2(労働福祉会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
〃 7	北村山教職員組合	H4.11.26	〃	有	H16.1.23	村山市楯岡大沢川5-4(北村山教育会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
〃 8	全山形教職員組合	H5.1.19	連合	無		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	1年(定期大会～次期定期大会)
〃 9	山形県高校教職員組合	H21.1.15	単位	〃		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	4/1～3/31
市 1	大石田町職員労働組合	S41.10.8	〃	〃		大石田町大字大石田乙630番地	11月～10月
〃 2	寒河江市職員労働組合	〃	〃	〃		寒河江市中央一丁目9番45号	6/1～5/31
〃 3	庄内町職員労働組合	〃	〃	〃		庄内町余目字町132番地の1	7/1～6/末
〃 4	新庄市職員労働組合	〃	〃	〃		新庄市沖の町10番37号	大会～次期大会
〃 6	戸沢村職員労働組合	〃	〃	〃		戸沢村大字古口270番地	6/1～5/31
〃 7	山辺町職員労働組合	〃	〃	〃		山辺町大字山辺30番地	大会～次期大会
〃 8	天童市職員労働組合	〃	〃	〃		天童市老野森一丁目1番地の1	大会～次期大会
〃 13	西川町職員労働組合	〃	〃	〃		西川町大字海味510番地	12/1～11/30
〃 14	三川町職員労働組合	〃	〃	〃		三川町大字横山字西田85番地	5/1～4/30
〃 15	上山市職員労働組合	〃	〃	〃		上山市河崎一丁目1番10号	1年(大会～大会)
〃 16	高島町職員労働組合	〃	〃	有	S41.10.8	高島町大字高島436番地	1年(大会～大会)
〃 17	遊佐町職員労働組合	〃	〃	〃	S41.10.8	遊佐町大字遊佐町舞鶴211番地	1年
〃 19	朝日町職員労働組合	〃	〃	無		朝日町大字宮宿1115番地	4/1～3/31
〃 20	山形市役所職員労働組合	〃	〃	有	S41.10.8	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
〃 21	村山市職員労働組合	〃	〃	〃	S41.10.8	村山市中央一丁目3番6号	10月～9月
〃 23	尾花沢市職員労働組合	〃	〃	〃	S55.7.19	尾花沢市若葉町一丁目1の3	1年(大会～大会)
〃 24	東根市職員労働組合	〃	〃	〃	S55.7.1	東根市中央一丁目1番1号	10/1～9/30
〃 25	河北町職員労働組合	〃	〃	〃	S57.9.1	河北町谷地戊81番地	10/1～9/30
〃 26	舟形町職員労働組合	〃	〃	〃	S53.12.7	舟形町舟形263番地	2年

登録 番号	職 員 団 体 名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主たる事務所の所在地	役 員 の 任 期
市29	中山町職員労働組合	S41.10.8	単位	無		中山町大字長崎120番地	大会～次期大会
〃30	長井市職員労働組合	〃	〃	有	S53.8.21	長井市ままの上5番1号	大会翌日～次期大会
〃31	鮭川村職員労働組合	S41.11.9	〃	〃	S54.1.25	鮭川村大字佐渡2003番地の7	1年(大会～大会)
〃32	川西町職員労働組合	S42.6.28	〃	無		川西町大字上小松1567番地	1年(総会～総会)
〃33	大江町職員労働組合	S42.8.1	〃	〃		大江町大字左沢882番地の1	6/1～5/31
〃36	南陽市職員組合	S43.4.5	〃	〃		南陽市三間通436番地の1	11/1～10/31
〃37	金山町職員労働組合	S44.7.25	〃	〃		金山町大字金山324番地の1	11/1～10/31
〃38	小国町職員労働組合	S45.4.10	〃	〃		小国町大字小国小坂町二丁目70番地	大会翌日～2年後の大会
〃42	真室川町職員労働組合	S50.3.24	〃	〃		真室川町大字新町127番の5	11/1～10/31
〃43	飯豊町職員労働組合	S54.11.20	〃	〃		飯豊町大字椿2888番地	2年
〃44	大蔵村職員労働組合	S60.6.25	〃	〃		大蔵村大字清水2528番地	1年
〃45	酒田市職員労働組合	S62.4.1	〃	〃		酒田市本町二丁目2番45号	1年
〃47	白鷹町職員労働組合	H8.10.11	〃	〃		白鷹町大字荒砥甲833番地	12/1～11/30
〃48	最上町職員労働組合	H10.3.11	〃	〃		最上町大字向町644番地	1/1～12/31
〃49	鶴岡市職員労働組合	H10.4.1	〃	〃		鶴岡市馬場町9番25号	11月定期大会～次期定期大会
組 1	東根市外二市一町共立衛生 処理組合職員労働組合	S42.4.28	〃	有	H24.2.6	東根市大字野田字シタ	10/1～9/30
〃 2	置賜広域行政事務組合 職員労働組合	S52.3.15	〃	無		書記長所在の事業所	7/1～1年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 令和2年度号別区分表

(令和2年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	新県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(4)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

()内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

② 令和3年度号別区分表

(令和3年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門学校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(4)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

()内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

③ 特定機械等の設置状況（令和3年3月31日現在）

区分	知事		教育委員会		警察本部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボイラー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5			7	8

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

項目		知事等	教育委員会	警察本部	計	備考
時間外労働・休日労働の協定届		25	67	1	93	
非常災害時等による労働時間延長届						
宿直または日直勤務許可		2	1		3	
断続的労働許可		11			11	
解雇予告除外認定				1	1	
ボイラー	設置届					
	落成検査					
	性能検査					
	取扱作業主任者選任報告					
	廃止届					
	休止届					
	是正報告					
第一種圧力容器	設置届					
	落成検査					
	性能検査	3	5		8	
	廃止届					
	休止届					
是正報告						
機械等設置届		2			2	
定期健康診断結果報告		1	1	1	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告		1	1	1	3	
電離放射線健康診断結果報告		1		1	2	
特定化学物質健康結果診断報告		1		1	2	
有機溶剤等健康診断結果報告		1		1	2	
有機業務(歯)健康診断結果報告		1			1	
高気圧業務健康診断結果報告		1		1	2	
鉛健康診断結果報告				1	1	
石綿健康診断結果報告		1			1	
有機溶剤業務適用除外認定許可		1			1	
衛生管理者選任報告		1	1	1	3	
産業医選任報告		1	1	1	3	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

令和3年4月に新設された事業場、令和3年3月に廃止となった事業場はなかった。

エ 事業場の個別監督調査

136の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業所に対しては、是正するよう指導した。

部 局	号 別	調 査 事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知 事	12号	2 5	2	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生管理者関係 (安衛法第12条)
	官公署	1 6	0	
教育委員会	12号	7 2	2	○ 衛生委員会関係 (安衛法第18条)
	官公署	0	0	
警 察 本 部	12号	1	0	○ 時間外労働関係 (人事委員会規則 6-1第6条の 3)
	官公署	2 2	1	
計		1 3 6	5	

6 公平委員会の事務委託関係業務

(1) 委託状況

委託状況 団体区分	R元年度末の状況	R2年度中における変動		R2年度末の状況
		廃止	新規	
市	12 (米沢市を除く)	0	0	12 (米沢市を除く)
町 村	22 (全町村)	0	0	22 (全町村)
一部事務組合	15 (※1)	0	0	15 (※1)
広域連合	2 (※2)	0	0	2 (※2)
計	51	0	0	51

(※1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合
松川堰組合	西置賜行政組合
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合
最上広域市町村圏事務組合	

(※2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合

(2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額：848,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

- ・ 団体負担額 1 団体あたり9,000円
- ・ 職員数加算額 職員数に応じた定額 (0 ～ 47,000円)
- ・ 職員団体加算額 職員団体 1 団体あたり1,000円